

# 「食べて応援しよう！」～被災地産食品の利用・販売を推進～

MAFF

「食べて応援しよう！」のキャッチフレーズの下、生産者、消費者等の団体や食品産業事業者等、多様な関係者の協力を得て、被災地産食品の販売フェアや社内食堂等での積極的利用の取組を推進。(23年4月～)

関係省庁との連携により、経済団体、食品産業団体、都道府県、大学等に対し、被災地産品の販売促進を依頼する文書を発出。(24年8月、25年6月、26年8月、27年10月、28年10月)

全府省庁の食堂・売店において、積極的に被災地産食品を利用・販売。

福島県産農産物については、産地と連携しつつ出荷時期に合わせて効果的にPRを行う取組を支援。



「食べて応援しよう！」とは、被災地やその周辺地域で生産・製造されている農林水産物・食品（被災地産食品）を積極的に消費することで被災地の復興を応援する運動



農林生協（農林水産省総合売店）に「福島県産食品コーナー」を開設（29年8月）



関東農政局神奈川県拠点における被災地産食品を使用したお弁当を食べる取組（29年6月）



被災地産品販売フェア「食べて応援しよう！in仙台」を勾当台公園で開催（29年3月）



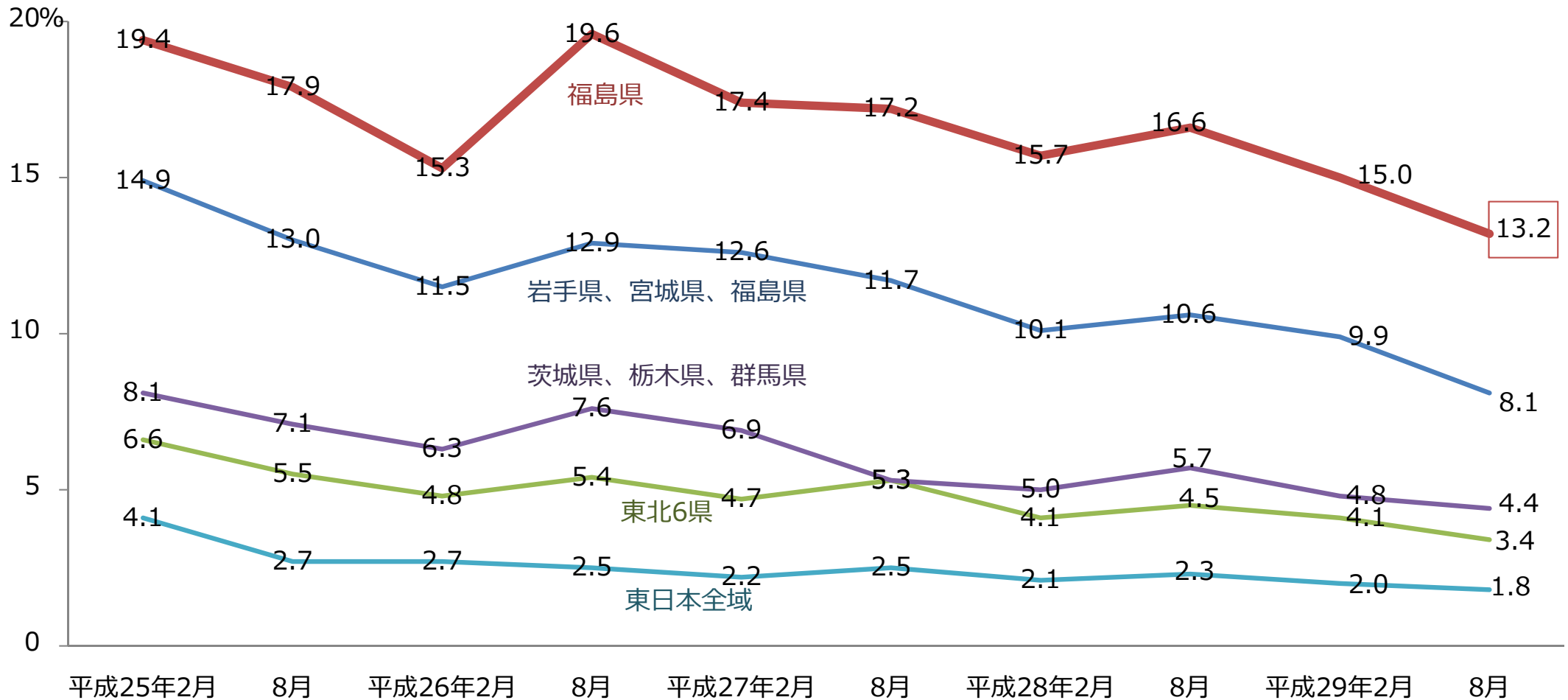
セブン&アイホールディングスによる「東北かけはしプロジェクト」（29年3月）

これまでの取組： 1,580 件  
うち被災地産食品販売フェア等： 1,247 件  
社内食堂等での食材利用： 229 件  
(23年4月～30年1月末までの間)

# 【参考】食品についての風評の現状

被災地産の食品の購入をためらう消費者が一定程度存在している。特に、福島県産の食品については、高い割合となっている。

### 食品を買うことをためらう産地



資料：消費者庁「風評被害に関する消費者意識の実態調査（第10回）」

注：全回答者（5,176人）のうち、産地を気にする人が放射性物質を理由に購入をためらう産地として選択した産地の割合

科学的根拠に基づかない風評や偏見・差別が今なお残っていることを踏まえ、政府は、伝えるべき対象、内容、取り組むべき具体的施策等を示した「風評払拭・リスクコミュニケーション強化戦略」を平成29年12月に策定。

本戦略に基づき、政府一体となって風評の払拭に取り組むこととしている。

## ポイント

### 知ってもらう

#### 対象

- ① 児童生徒、教育関係者
- ② 妊産婦、乳幼児、児童生徒の保護者
- ③ 広く国民一般

#### 内容

- ① 放射線の基本的事項と健康影響
- ② 食品と飲料水の安全性 等

#### 具体的施策

- ① 放射線副読本の改訂
- ② 乳幼児健診の機会等を利用した情報発信の開始 等

### 食べてもらう

- ① 小売、流通事業者
- ② 消費者
- ③ 在京大使館、外国要人、外国プレス
- ④ 在留外国人、海外からの観光客

- ① 福島県産品の「魅力」や「美味しさ」
- ② 食品と飲料水の安全を守る仕組みと放射性物質の基準
- ③ 生産段階での管理体制 等

- ① 福島県産品の販売場所の情報発信
- ② 流通実態調査の結果を踏まえた小売・流通事業者への説明や理解を深めるための情報提供
- ③ 輸入規制の緩和・撤廃に向けた働きかけ
- ④ 食品中の放射性物質に関するリスクコミュニケーションの推進 等

### 来てもらう

- ① 教師、PTA関係者、旅行業者
- ② 海外からの観光客、外国プレス、在留外国人
- ③ 県外からの観光客

- ① 福島県の旅行先としての「魅力」
- ② 福島県における空間線量率や食品等の安全 等

- ① 福島県ならではの「ホープツーリズム<sup>※</sup>」の推進
- ② 東北を対象としたプロモーション 等

※福島県が行っている、復興に向け挑戦する「人」との出会いや「福島県のありのままの姿」を実際に見て、聴いて、学んで、そして希望を見つけてもらう取組

# 福島県農林水産業再生総合事業の取組状況①

福島県の農林水産業の再生に向けて、生産から流通・販売に至るまで、風評の払拭を総合的に支援。

## 生産段階での取組

### 第三者認証GAP等の取得支援

- ・ 第三者認証GAP等の取得に係る研修の受講や審査費用等を支援。

＜福島県でのGAP取得状況＞（平成30年2月5日時点）

グローバルGAP 10経営体、アジアGAP 2経営体、JGAP 12経営体、FGAP 2経営体

※福島県農林水産業再生総合事業以外の支援による取得も含む。

- ・ 普及指導員や農業高校教員等の指導員研修を支援。146名がJGAP指導員資格を取得（30年2月末時点）。



ふくしま。GAPチャレンジ宣言  
（平成29年5月）



G A P 認証取得研修会

### 環境にやさしい農産物の生産支援

- ・ 有機JAS認証の取得に係る費用を支援し、8者が認証を取得（30年1月末時点）。
- ・ 有機栽培米の産地見学会や商談会、主婦層向けの有機農業セミナー等の開催を支援。



有機栽培米の産地見学会



主婦層向けの有機農産物セミナー

### 水産エコラベルの取得、水産物の高鮮度化支援

- ・ 水産エコラベルの取得に係る研修の受講や審査費用等を支援。
- ・ 水産物の高鮮度化に向けた実証試験を支援。実証試験の結果を踏まえ、29年度中に漁業者向けマニュアルを作成（30年2月末時点）。



水産物の高鮮度化に向けた実証試験

### 農林水産物の検査支援

- ・ 国のガイドライン等に基づく放射性物質検査に要する経費を支援。
- ・ 産地における自主検査に要する経費と、検査結果に基づく安全性のPRを支援。



ゲルマニウム半導体検出器による測定

## 流通・販売段階での取組

### 福島県産農林水産物の流通実態調査

- 生産者・生産者団体（439件）、事業者（606件）へのヒアリング・アンケート、消費者への店頭調査、統計データの分析等を実施。
- 今後は、販売等の不振の要因分析を進めるとともに、積極的な販売等の優良事例の整理を行い、30年3月に調査結果をとりまとめる予定。

#### 調査品目（20品目）

米	畜産物	青果物
	牛肉、豚肉、鶏肉、牛乳	きゅうり、トマト、アスパラガス、ピーマン、さやいんげん、桃、なし、りんご、あんぽ柿
きのこ		水産物
しいたけ、なめこ		カツオ、コウナゴ、ヒラメ、カレイ類

#### 調査対象者

生産者	生産者団体	卸売業者	仲卸業者
200者	6団体	10団体	100社
食品加工業者	小売業者	外食業者	消費者
60社	20社	60社	3,300人

### 販路拡大・販売促進支援

- 生産者の販路開拓等に必要な専門家による指導・助言を支援。
- 量販店等における
  - 販売コーナーの設置（11店舗）
  - 販売フェアの開催（631店舗）
  - 福島県知事・副知事によるトップセールス（22回）
 等の販売促進の取組を支援（30年1月末時点）。
- オンラインストア（Amazon.co.jp、楽天市場、Yahoo!ショッピング）における特設ページの開設及びキャンペーンの実施を支援。
- タイ、ベトナム等アジア4か国でのプロモーション活動を支援。
- テレビCMやウェブを通じた情報発信、県内市町村や民間団体が行うPR事業等を支援。



福島県産米の販売コーナー



桃の販売フェア



知事によるトップセールス



ベトナムでのプロモーション活動

# 原発事故による諸外国の食品等の輸入規制撤廃・緩和の概要

原発事故に伴い諸外国・地域において講じられた輸入規制は、政府一体となった働きかけの結果、撤廃・緩和される動き（輸入規制を設けた54の国・地域のうち、27か国が規制を撤廃）。

諸外国の食品等の輸入規制の状況（平成30年2月22日時点）

規制措置の内容／国・地域数			国・地域名	
54	規制措置を完全撤廃した国	27	カナダ、ミャンマー、セルビア、チリ、メキシコ、ペルー、ギニア、ニュージーランド、コロンビア、マレーシア、エクアドル、ベトナム、イラク、豪州、タイ、ボリビア、インド、クウェート、ネパール、イラン、モーリシャス、カタール、ウクライナ、パキスタン、サウジアラビア、アルゼンチン、トルコ	
	輸入規制を継続して措置	一部の都県を対象に輸入停止	9	韓国、中国、シンガポール、香港、マカオ、台湾、ロシア （日本での出荷制限品目を停止）米国、フィリピン
		一部又は全ての都道府県を対象に検査証明書を要求	17	インドネシア、仏領ポリネシア、オマーン、バーレーン、エジプト、コンゴ民主共和国、モロッコ、ブラジル、EU※、EFTA（アイスランド、ノルウェー、スイス、リヒテンシュタイン）、ブルネイ、ニューカレドニア、アラブ首長国連邦（UAE）、レバノン※EU加盟国（28カ国）を1地域とカウント。
	自国での検査強化	1	イスラエル	

注1) 規制措置の内容に応じて分類。規制措置の対象となる都道府県や品目は国・地域によって異なる。注2) タイ政府は規制措置を撤廃したが、一部の野生動物肉についてのみ検査証明書等を要求。

## 最近の規制措置が完全撤廃された例

撤廃された年月	国名
平成26年1月	イラク
"	豪州
平成27年5月	タイ ※一部の野生動物肉を除く
11月	ボリビア
平成28年2月	インド
5月	クウェート
8月	ネパール
12月	イラン
"	モーリシャス
平成29年4月	カタール
"	ウクライナ
10月	パキスタン
11月	サウジアラビア
12月	アルゼンチン
平成30年2月	トルコ

## 最近の輸入規制緩和の例

緩和された年月	国・地域名	緩和の主な内容
平成28年1、2、3、4、7、8、9、10、12月	米国	輸入停止(福島県等) → 一部の品目が順次解除
3月	エジプト	検査証明書の対象地域及び対象品目に変更（11都県の全ての食品・飼料→7県の水産物）
6月	ブルネイ	輸入停止（福島県の食肉、野菜、果物、水産物、牛乳・乳製品）→検査証明書添付で輸入可能（福島県の全食品が検査証明書の対象に）
6、9月	仏領ポリネシア	検査証明書及び産地証明書の対象地域及び対象品目が縮小（福島県の野菜、果実(柿を除く)、畜産品、そば、茶等を検査証明対象から除外等）(9月)
7月	カタール	検査報告書（47都道府県）→輸入時サンプル検査
"	イスラエル	輸入時サンプル検査の対象地域及び対象品目が縮小
10月	ニューカレドニア	輸入停止（12都県の全ての食品・飼料）→解除（野菜、果実(柿を除く)、畜産品、そば、茶等について証明書の添付も不要に）
12月	UAE	検査証明書の対象地域の縮小（15都県の全ての食品・飼料→5県のみ）
平成29年3月	レバノン	全ての食品・飼料について検査報告書の添付で輸入可能に
4月	ロシア	青森県に所在する施設での水産物について、検査証明書の添付が不要に
9、11月	米国	福島等5県産の牛乳・乳製品について、輸入時の（放射性物質に係る）安全性証明が不要に 輸入停止（福島県等）→一部の品目の解除等
12月	EU※	検査証明書及び産地証明書の対象地域及び対象品目が縮小（福島県のコメ等を検査証明対象から除外等）
平成30年1月	トルコ	輸入時全ロット検査の対象品目が縮小（切り花、盆栽等を検査対象から除外）

※スイス、ノルウェー、アイスランド、リヒテンシュタイン（EFTA加盟国）もEUに準拠した規制緩和を実施。

# 主な輸出先国・地域における輸入停止措置の概要

我が国の主な輸出先国・地域においては、原発事故に伴い、福島県他の一定地域からの日本産農林水産物・食品の輸入規制を維持、強化（韓国、台湾）。

現在、香港、台湾、中国及び韓国に対し、重点的に規制撤廃を申し入れ中。

輸出先国・地域	輸出額 (平成29年速報値) ※括弧内は輸出額に占める割合	輸入停止措置対象県	輸入停止品目
香港	1,877億円 (23.2%)	福島、茨城、栃木、群馬、千葉	野菜・果実、牛乳、乳飲料、粉ミルク
米国	1,115億円 (13.8%)	日本国内で出荷制限措置がとられた県	日本国内で出荷制限措置がとられた品目
中国	1,008億円 (12.5%)	宮城、福島、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、新潟、長野	全ての食品、飼料
台湾	838億円 (10.4%)	福島、茨城、栃木、群馬、千葉	全ての食品（酒類を除く）
韓国	597億円 (7.4%)	日本国内で出荷制限措置がとられた県	日本国内で出荷制限措置がとられた品目
		青森、岩手、宮城、福島、茨城、栃木、群馬、千葉	水産物

(\*) 中国については、「10都県以外」の「野菜、果実、乳、茶葉等」については、放射性物質検査証明書の添付が求められているが、放射性物質の検査項目が合意されていないため、実質上輸入が認められていない状況。

# 円滑に賠償金が支払われるように、東京電力に対して働きかけ

MAFF

農林水産省では、農林水産関係の被害者の早期救済の観点から、東京電力に対し、中間指針等に基づく賠償金の適切な支払いを求めている。

農林水産関係では30年1月31日までに、約8,910億円の請求に対し、約8,539億円を支払い（96%）※。

※30年1月31日現在、農林漁業者等の請求・支払い状況について、関係団体等からの聞き取りにより把握できたもの。

## 中間指針の概要（農林漁業等に関する主な内容）

### 政府等による農林水産物の出荷制限指示等に係る損害

○農林水産物・食品の出荷・作付・その他の生産・製造・流通に関する制限及び検査について、①政府による指示等、②地方公共団体が合理的理由に基づき行うもの、③地方公共団体が関与し、生産者団体が合理的理由に基づき行うもの、に伴う農林漁業者その他の指示等対象者の損害(減収・追加的費用等)は対象

### いわゆる風評被害

原則として事故と相当因果関係がある損害として、以下の類型を記載。

#### ○農林漁業

【農産物（茶・畜産物を除き、食用に限る）】福島、茨城、栃木、群馬、千葉、埼玉、岩手、宮城

【茶】福島、茨城、栃木、群馬、千葉、埼玉、神奈川、静岡、宮城、東京

【林産物（食用に限る）】福島、茨城、栃木、群馬、千葉、埼玉、青森、岩手、宮城、東京、神奈川、静岡、広島（広島はしいたけのみ）

【畜産物（食用に限る）】福島、茨城、栃木、岩手、宮城、群馬（岩手、宮城、群馬は牛乳・乳製品のみ）

【牛肉（セシウム汚染牛肉関係）】北海道、青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、新潟、岐阜、静岡、三重、島根（他の都道府県で同様の状況が確認された場合は同様に扱われる）

【水産物（食用・餌料用に限る）】福島、茨城、栃木、群馬、千葉、北海道、青森、岩手、宮城

【花】福島、茨城、栃木 【家畜の飼料及び薪・木炭】福島、岩手、宮城、栃木

【家畜排せつ物を原料とする堆肥】福島、岩手、宮城、茨城、栃木、千葉

【その他の農林水産物】福島

○農産物加工・食品製造業

○農林水産物・食品の流通業

○輸出